路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百九号　みやま市瀬高町文廣字中道南一六六五番一から同市瀬高町文廣字梅上手一九四五番二まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
〃　筑後市大字一条字盛徳一三一六番二から同市大字一条字盛徳一三一〇番二まで　〃
〃　筑後市大字一条字盛徳一三〇二番から同市大字一条字盛徳一二八八番五まで　〃

供用開始の期日　平成二十二年七月三十一日

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

北海道開発局長　関　克己

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市沖見町一丁目七六番地内	前	五三・五〇～六五・五〇メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	五五・五〇～六五・五〇メートル	〇・〇一七キロメートル
留萌市寿町三丁目一六番九から同市寿町二丁目四番一まで	前	三三一・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・二一七キロメートル
	後	三二・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・二一七キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市塩見町一〇九番三から同市塩見町一六四番七まで	前	二三一・二〇～四〇・八〇メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	二三一・二〇～四〇・八〇メートル	〇・〇九三キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十八号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字宗谷村字清浜一四五番一から同市大字宗谷村字清浜一二二番四まで	前	二〇・〇〇～二四・〇〇メートル	〇・二三三キロメートル
	後	二三・〇〇～二八・八九メートル	〇・三三三キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百七十三号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二二九番六地先から同町字上士幌東三線二三一番六まで	前	一八・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・一八二キロメートル
	後	一八・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・一八二キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百七十五号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡中頓別町字中頓別一〇四三番から同町字中頓別一五五番五まで	前	一八・五〇～二〇・五〇メートル	〇・一〇四キロメートル
	後	一八・五〇～二〇・五〇メートル	〇・一〇四キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

六　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三百三十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道十勝郡浦幌町字ウツナイ一七番一から同町字直別基線一四番三まで	A・B・C・D・E・F・G・H・I	八・五〇～一六七・五〇メートル	三二・七四九キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 A・B・C・D・E・F・G・H・I	二七・八八～一一六・六五	一・六二六	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	八・五〇～一六七・五〇	三二・七四九	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	一二・五〇～一一六・〇〇	一二・一六四	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	二七・八八～一一六・六五	一・六二六	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	八・五〇～一六七・五〇	三二・七四九	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	一二・五〇～一一六・〇〇	一二・一六四	
	後 A・B・C・D・E・F・G・H・I	二七・八八～一一六・六五	一・六二六	

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

北海道開発局長　関　克己

その関係図面は、平成二十二年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号及び四百五十一号	留萌市塩見町一〇九番三から同市塩見町一六四番七まで	〃
二百三十二号及び二百三十九号	留萌市寿町三丁目一六番九から同市寿町一丁目二四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十八号	北海道網走郡津別町字大昭二一七番二から同町字本岐四一番まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十三号	北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線一四一番三から同町字上士幌東三線二三三番一五一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百七十五号	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別一五八番から同町字中頓別一五五番五まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年七月三十日

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年7月30日　中部地方整備局長　富田　英治

道路の種類	路線名	区間
一般国道	22号	名古屋市西区栄生三丁目101番から同市西区堀越二丁目1001番までの下り線